

魚津市公告第13号

「魚津カニ活キャンペーン事業業務委託」に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年4月3日

魚津市長 村椿 晃

「魚津カニ活キャンペーン事業業務委託」に係る公募型プロポーザルを実施する。

公募の実施要領及び仕様書は別添のとおりとする。

本公告に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

魚津市 産業振興部 商工観光課 TEL 0765-23-1025 FAX 0765-23-1060 Mail kanko@city.uzu.lg.jp

魚津カニ活キャンペーン事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

観光客が魚津でカニを楽しむこと、市内事業者がオール魚津となってカニでおもてなしを行う姿勢を「魚津カニ活」と定義し、地域一体となったムーブメントを醸成する。単年度のプロモーションに留まらず、数年後を見据えたブランディングの礎を築くことで、観光消費額の拡大と、市民が地域の魅力を再発見するシビックプライドの醸成を目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

魚津カニ活キャンペーン事業業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙1「魚津カニ活キャンペーン事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりにする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(4) 委託金額

3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 委託金額の支払い

委託金額については、業務完了後、業務の成果について検査に合格したときに、請求することができる。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

(3) 委託業務に関し、本市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(5) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人の

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。)が魚津市暴力団排除条例(平成24年魚津市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

4. スケジュール

実施内容	実施期間
公募開始	令和8年4月3日(金)
質問受付期限	令和8年4月7日(火)正午
質問回答期限	令和8年4月10日(金)
参加申込書受付期限	令和8年4月14日(火)正午
参加辞退届提出期限	令和8年4月17日(金)正午
企画提案書等提出期限	令和8年5月11日(月)正午
プレゼンテーションの案内期限	令和8年5月18日(月)
プレゼンテーション	令和8年5月20日(水)午後
審査結果の通知期限	令和8年5月29日(金)
契約締結	令和8年5月下旬～6月上旬

※スケジュールは公表時点での予定であり、変更になる場合もある。

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本要領に関して疑義がある場合は、質問書(様式1)に内容を簡潔にまとめて記載し、次のとおり提出すること。電話、口頭、FAX等による質問は一切受け付けない。

- ① 受付期限 令和8年4月7日(火)正午 ※必着
- ② 提出方法 電子メールにて提出すること。
- ③ 提出先 魚津市商工観光課観光戦略係(kanko@city.uozu.lg.jp)

(2) 質問に対する回答

期日までに本市ホームページで随時回答する。なお、回答の内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

6. 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 参加申込書(様式2)
- (2) 提出期限 令和8年4月14日(火)正午 ※必着
- (3) 提出方法 電子メールにて提出すること。
- (4) 提出先 魚津市商工観光課観光戦略係(kanko@city.uozu.lg.jp)

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書（任意様式）
 - ②見積書（任意様式）
 - ※見積の明細を添付すること。
 - ※見積書は、仕様書を踏まえ作成することとし、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

※提出書類については、全て PDF 形式にて提出すること。
- (2) 提出期限 令和8年5月11日(月)正午 ※必着
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 魚津市商工観光課観光戦略係 (kanko@city.uozu.lg.jp)

8. 企画提案書の作成要領

- (1) 提出様式
様式は任意とする。
- (2) 記載内容
仕様書を参照のうえ、提案すること。
なお、次の事項については、必ず記載すること。
 - ① 提案者の概要（代表者氏名、従業員数、事業所所在地等）
 - ② 過去3年間（令和5年度から令和7年度）において、受託した類似業務実績
 - ③ 実施スケジュール
 - ④ 業務実施体制（社外協力企業等を含む）、責任者、配置担当者など
 - ⑤ 仕様書の業務内容の各項目に関する事項
※仕様書5（1）、（2）のラフデザイン案（カラー）を必ず含めること
 - ⑥ 上記のほか、独自のアピールポイントとなる事項
- (3) 留意事項
 - ① 企画提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
 - ② 企画提案書の内容に疑義が生じた場合は、市から提案者へ問合せを行う場合がある。

9. プレゼンテーションについて

提出された企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- (1) 実施日時 令和8年5月20日(水)午後
※実施順、実施場所等詳細については、提出書類の審査後、令和8年5月18日(月)までに、各社宛に個別に通知する。
- (2) 参加方法 現地（魚津市役所）もしくはオンライン（zoomを予定）
※参加方法については、参加申込書にて回答すること。

(3) 所要時間 1者当たり説明15分、質疑応答5分とする。
※説明の時間が超過した場合は、質疑応答の時間を短縮する。

(4) 出席者数 提案者1者につき3名以内とする。

(5) その他

- ① 企画提案書以外の資料を用いてのプレゼンテーションは認めない。
- ② モニター及び接続ケーブル（HDMI・VGA端子）は魚津市において用意する。
- ③ 通信回線、パソコンは提案者が持参すること。

※応募多数の場合は、企画提案書等による書類選考により、プレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、プレゼンテーションの対象とならなかった提案者に対しては、電子メールにより通知する。なお、書類選考に関する問合せや異議申立ては一切受け付けないものとする。

10. 事業者の選定

(1) 審査方法

審査は、企画提案書に記載された内容及びプレゼンテーションと質疑応答の内容を踏まえ、別紙2「魚津カニ活キャンペーン事業業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査する。審査の結果を参考として、審査委員の協議により受託候補者を決定する。

得点が最上位の提案者を優先受託候補者として決定し、次に得点が高かった提案者を次点の候補者として決定する。なお、提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーション等による審査を実施のうえ評価を行い、その評価点の合計が最低基準点を満たしていると判断した場合は、受託候補者として決定する。

(2) 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ① 定められた提出方法、提出期限、参加資格に適合しない場合
- ② 提出された見積書の金額が、本実施要領2（4）に規定する委託金額の上限を超える場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出書類に重大な誤脱があった場合
- ⑤ 本実施要領3に規定する参加資格の要件を欠くことになった場合

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して電子メールにより通知する。また、契約締結後、受託者を本市ホームページで公表する。なお、審査する委員及び審査の経過や結果など審査に関する問合せや異議申立ては一切受け付けないものとする。

11. 契約

契約については、優先受託候補者選定後、詳細仕様やスケジュールを協議し、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。受託候補者との協議が整った際には、改めて見積書を提出するものとする。

業務委託契約の締結に当たっては、提案内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、委託内容及び契約金額について、本市の求めに応じ協議のうえ、委託金額上限額の範囲内で変更する場合がある。

12. その他

(1) 提出書類等の取扱い

- ① 提出書類は返却せず、本市の責任において処分する。
- ② 提出書類は、審査及び説明のため、写しを作成のうえ使用することができるものとする。
- ③ 提出書類は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合は、改めて改変された書類を提出するものとする。
- ④ 提出期限を過ぎた後は、差し替えや再提出は不可とする。
- ⑤ 本プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類等を含む。）は、魚津市情報公開条例（平成16年魚津市条例第7号）に基づき、公開請求者に情報公開することがある。その場合は、事前に提案者に連絡のうえ、非公開部分を協議することができる。

(2) 費用負担

本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和8年4月17日(金)正午までに辞退届（任意様式）を電子メールで提出すること。

(4) 提案の無効

期日までに提出すべき書類を提出しなかった場合、本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合は提案を無効とする。

13. 問合せ先

魚津市商工観光課観光戦略係

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

メールアドレス kanko@city.uozu.lg.jp

魚津カニ活キャンペーン事業業務仕様書

1. 業務名

魚津カニ活キャンペーン事業業務

2. 業務の趣旨・目的

魚津市は「かに籠漁発祥の地」としての歴史を有し、紅ズワイガニの水揚げ量においても富山県内最多を誇る。しかし、現状では県内外におけるブランド認知度は十分とは言えず、消費地としてのイメージ確立が急務となっている。

本業務は、この圧倒的な資源優位性を背景に、「富山でカニを食べるなら魚津」というブランドイメージの確立を目指すものである。具体的には、女性を戦略的ターゲットとした縦型ショート動画による SNS 広告を展開し、デジタルネイティブ世代の旅の動機付けを創出する。

同時に、観光客が魚津でカニを楽しむこと、市内事業者がオール魚津となってカニでおもてなしを行う姿勢を「魚津カニ活」と定義し、地域一体となったムーブメントを醸成する。単年度のプロモーションに留まらず、数年後を見据えたブランディングの礎を築くことで、観光消費額の拡大と、市民が地域の魅力を再発見するシビックプライドの醸成を目的とする。

3. 「魚津カニ活」の定義

①観光客が魚津でカニを楽しむこと

具体的アクション例：

- ・ 飲食店での実食（茹で、刺身、創作料理など）
- ・ 宿泊施設でのカニプランの堪能
- ・ カニの購入・カニイベントへの参加
- ・ 「かに籠漁発祥の地」を知る
- ・ SNS での「#魚津カニ活」発信

②市内事業者がオール魚津となってカニでおもてなしを行う姿勢

具体的アクション例：

- ・ 共通のロゴやポスターを掲出し、「魚津カニ活」の統一感を出す
- ・ カニの食べ方のレクチャー
- ・ 飲食店・宿泊施設・観光施設間での情報共有（旬の情報やおすすめの提供）

- ・事業者自身が「魚津のカニ」のストーリーを語れるようになる

4. 対象市場

20代～50代の旅好き女性・グルメ感度層

属性：

- ・首都圏、中京圏、近隣県（石川、長野、新潟等）に居住する旅グルメ好きな女性。

ターゲット選定の理由：

- ・2025年のカニ関連イベント（魚津蟹騒動）において、従来の観光客層とは異なる「女性層」の集客実績があり、カニと高い親和性が確認されている。

※当市で分析した人流データによる

- ・令和7年度に実施した魚津市観光プロモーション業務において、女性の方がカニに関するSNS広告のクリック率やコンバージョン率が高い結果が出ている。
- ・自身のSNSを通じた二次拡散力が強く、ブランド認知度の爆発的な向上（マインドシェアの獲得）に寄与する。

5. 業務内容

(1) 「魚津カニ活」を象徴するロゴの制作

◎ロゴのデザイン案を提案すること。

- ・ロゴデザインはポスターやノベルティ、特設サイト、イベント等に活用できるような、利便性・汎用性の高いものとする。
- ・誘客だけでなく、市内事業者も愛着を持って親しみやすい、使用しやすいデザインとすること。

<納品物>

- ・ロゴデータ（jpeg形式、png形式、AIデータ等）

<納品期間>

- ・6月～8月頃を想定

<活用方法>

- ・ロゴデータは市内事業者を中心に幅広く活用してもらう予定。

(2) 観光ポスターの制作

◎カニを前面に押し出した、「魚津カニ活」のインパクトあるポスターデザイン案を提案すること。デザイン案についてはサイズ毎に違うデザインにするか、同一デザインにするかは問わない。

- ・魚津市の顔となる観光ポスターにふさわしいデザインとすること。

- ・ポスターに「魚津カニ活」の文言および特設サイト（<https://uozu-kanko.jp/special/kani-trip/>）の二次元バーコードを必ず入れること。
- ・ポスターサイズはB1サイズ／B2サイズの2展開とする。

B1サイズ（縦）：

- ・魚津市の観光ポスターとして市内観光施設や県外での観光・物産宣伝、展示会等の大型スペースで使用。遠目からも「魚津＝カニ」が伝わる視認性を重視。

B2サイズ（縦）：

- ・市内飲食店・宿泊施設用等の主に受入施設で使用。店舗の雰囲気損なわず、かつ来店客が「魚津カニ活」を意識するデザイン。

<印刷仕様>

紙質：アート紙 135kg

刷色：片面4色カラー

<納品物>

- ・各サイズポスター印刷物および印刷用データ。
※想定枚数 B1サイズ：300枚 / B2サイズ：300枚

<納品期間>

- ・6月～10月を想定

(3) オリジナル紙袋の制作

- ・県外での観光・物産宣伝やイベント等で活用でき、かつ「魚津カニ活」の宣伝効果が高い紙袋のデザイン・制作。

<仕様>

サイズ（縦長）：約260×350×100mm【幅(W)×高さ(H)×マチ(D)】

表面PP加工、フルカラー印刷、持ち手あり

<納品物>

- ・オリジナル紙袋および追加発注の際に使用できる印刷用データ
※総定枚数 1,000枚

<納品期間>

- ・6月～10月を想定

(4) 特設サイト「魚津でカニづくし！蟹フルコース贅沢旅」の改修・拡充

<サイトリンク>

<https://uozu-kanko.jp/special/kani-trip/>

新規コンテンツ追加：

- ・市内のカニ料理提供店（3店舗程度）の新規取材・撮影を行い、サイト内に紹介を追加すること。

ユーザー動線の改善：

- ・スマートフォンで閲覧した際、直感的に店舗予約やアクセス情報に辿り着けるよう UI/UX を改善すること。

<納品物>

- ・撮影写真データ。
- ・改修・拡充済みの特設サイト

<納品期間>

- ・9月～11月を想定

(5) プロモーション動画の制作と素材提供

縦型ショート動画の制作：

- ・女性の視聴習慣に合わせた縦型ショート動画（15～60秒程度）を複数本制作すること。

動画データ（素材）の提供：

- ・制作した動画の元データ（字幕や音源なし）を提供すること。
※今後の情報発信（自前でのリール制作等）に二次利用することを承諾し、編集の容易な形式で納品すること。

<納品物> ※mp4形式を想定

- ・制作した縦型ショート動画
- ・制作した動画の元データ（字幕や音源なし）

<納品期間>

- ・9月～12月を想定

<参考>

魚津市観光プロモーション動画「北陸富山・魚津へ。カニづくし贅沢旅」

<https://youtube.com/shorts/6JU5Lo4Soc?si=CSG1SHRIN5eSdb55>

(6) SNS 戦略および広告運用

「#魚津カニ活」の拡散：

- ・ハッシュタグを活用し、一般ユーザーの投稿を促す仕掛け作り。

ターゲット広告：

- ・20代～50代女性を主ターゲットとした SNS の運用型広告。
- ・(5) で制作した縦型ショート動画を活用した効果的な SNS 広告を行うこと。
- ・広告に使用する SNS や運用方法について提案すること。

<広告期間>

- ・9月～2月の期間中を想定

(7) 効果測定

本業務では、単なる広告の露出量（インプレッション数等）の報告に留まらず、WEB アンケート等を用いたブランド認知度の変化や、SNS におけるエンゲージメント（保存数・シェア数）、及び実来訪を推認させる指標を組み合わせた『多角的な効果測定手法』を提案すること。また、得られたデータを分析し、次年度以降のブランディング戦略への提言を含むこと。

6. 業務スケジュール

本業務では「魚津カニ活」の総合的なプロモーションを行うため、紅ズワイガニ漁が解禁される9月頃を目指し、段階的にプロモーションを実施できるようなスケジュールを提案すること。ただし、契約日によっては禁漁前の5月中の素材収集が間に合わない恐れがあるため、その場合は9月以降のなるべく早いタイミングからプロモーションを実施できるよう努めること。

※紅ズワイガニのシーズン9月～翌年5月（6月～8月は禁漁期間）

7. 打合せ及び報告、協議

業務着手時や業務遂行中、業務完了時等、適宜打合せを行う（オンライン可）。その他、必要に応じて電子メールやオンライン等で協議を行う。

8. 成果品・納品場所

(1) 成果品

実績報告書及び成果品（本業務で制作したもの）、その他市が求める情報等

※本業務により制作し、市に提出された納品物の所有権は市に帰属するものとする。

(2) 納品場所

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市産業振興部商工観光課観光戦略係

9. 著作権等について

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

(1) 納品された成果物及び委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第27

条・第 28 条に規定する権利を含む。) はすべて市に譲渡し、発注者は自由に利用・修正・公開することができるものとする。

- (2) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について撮影前に発注者の了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。
- (4) 映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとする。
- (5) 受託者自ら制作・作成した著作物に対して、いかなる場合も著作権者人格を行使しないものとする。

10. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

11. 委託金額

3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

12. 委託金額の支払い

委託金額については、業務完了後、業務の成果について検査に合格したときに、請求することができる。

13. その他留意事項

- (1) 本事業の目的達成のために必要な業務遂行にかかる費用（企画・ディレクション費／デザイン制作費／撮影費／印刷費／取材・ライティング費／WEB デザイン・コーディング費／動画制作費／広告費／分析・提言作成費／実績報告書作成費等）を、本業務の委託料に含む経費とする。また、受託者が委託料により備品を購入した場合は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外

- に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
 - (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に務めること。
 - (5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者へ報告し、対応を協議すること。
 - (6) 仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
 - (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。

魚津カニ活キャンペーン事業業務委託公募型プロポーザル審査基準

No.	審査項目	審査基準	配点
1	業務の理解度・戦略性	<ul style="list-style-type: none"> ・「魚津カニ活」の定義（観光客の体験＋事業者のおもてなし）を深く理解しているか。 ・ターゲット（20～50代女性）の消費行動を捉えた的確な戦略か。 	20
2	クリエイティブの質	<ul style="list-style-type: none"> ・ロゴ、ポスターのデザイン案がターゲットに刺さる「映え」や「品質」を備えているか。 ・「魚津＝カニ」が直感的に伝わるインパクトがあるか。 	20
3	デジタル・広告戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・縦型ショート動画の構成案に、視聴者の興味を惹きつける工夫があるか。 ・SNS広告の運用手法や特設サイトのUI/UX改善案が具体的で合理的か。 	20
4	効果測定・分析能力	<ul style="list-style-type: none"> ・インプレッションだけでなく、認知度の変化や実来訪を測る多角的なKPIを提示しているか。 ・次年度のブランディングに活かせる分析手法が示されているか。 	15
5	実施体制・完遂能力	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールが現実的で、紅ズワイガニの禁漁解禁となる9月に合わせた段階的なプロモーションが可能か。 ・類似業務の実績があり、トラブル等に柔軟に対応できる体制か。 	15
6	見積の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務の経費配分が、提案内容（動画・広告等）と整合しているか。 ・委託金額の上限（350万円）の範囲内で、最大の効果を狙う積算か。 	10
合計			100

質 問 書

令和 年 月 日

魚津市長 宛

商号又は名称
所在地
代表者名

魚津カニ活キャンペーン事業業務委託公募型プロポーザルに関し、以下のとおり質問がありますので、提出します。

No.	対象資料・該当箇所	質問事項
1		
2		
3		

<連絡先>

担当者	
電話番号	
メールアドレス	

参加申込書

令和 年 月 日

魚津市長 宛

商号又は名称
所在地
代表者名

<業務名>

魚津カニ活キャンペーン事業業務

上記委託業務に係る公募型プロポーザルについて、実施要領に規定する参加資格を満たしていることを制約し、参加を申し込みます。

<プレゼンテーションへの参加方法>

参加方法	※どちらかに○を付けてください。
現地（魚津市役所）	
オンライン（zoomを予定）	

<連絡先>

担当者	
電話番号	
メールアドレス	